

商工会だより



発行：高山西商工会

「小規模事業者持続化補助金<一般型>」のご案内

小規模事業者等が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、経営計画を作成し、その計画に基づいて行う販路開拓等の取組に要する経費の一部が補助されます。

【補助金額】[通常枠] 最大50万円 [賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠] 各最大200万円
[インボイス枠] 最大100万円

【補助率】 2/3(賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4)

【取組の例】 チラシ作成、広告掲載、ウェブサイト制作、店舗改装、設備投資、展示会・商談会参加 等 《詳細》

【申請期限】 第8回…2022年6月3日(金) 第9回…9月中旬 第10回…12月上旬 第11回…2023年2月下旬

【申請方法】 郵送もしくは電子申請「Jグランツ(補助金申請システム)」。「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。
申請をご希望の方や、補助対象になるかどうかのご相談など、お気軽に商工会までご連絡ください。



中小法人・個人事業者のための「事業復活支援金(差額給付)」のご案内

「事業復活支援金」の差額給付の申請の受付が6月1日(水)より開始されました。差額給付は、事業復活支援金を受給した方のうち特定の要件を満たす一部の方が申請可能です。

<差額給付とは>

基準月の月間の事業収入等と比較して、対象月の月間の事業収入等の減少が30%以上50%未満の区分で事業復活支援金の給付(初回給付)を受けた方に対して、対象期間のうち、初回給付の対象月の翌月以降かつ初回給付の申請を行った日を含む以降のいずれかの月であって、初回給付の申請を行った時点で予見されていなかった新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、基準期間の同じ月と比較して、月間の事業収入等が50%以上減少した月が存在する場合に限り、その月を対象月とした支援金を給付するものです。

※事業復活支援金の差額給付の受給は、同一の申請者につき、それぞれ一回限り申請することができます。

【給付要件】以下のすべての要件を満たす場合、差額給付を申請することができます。

- ①事業復活支援金の初回給付を受けたこと(ただし、初回給付に係る支援金を全額返還した者を除く。)
- ②初回給付において対象月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して30%以上50%未満の減少であったこと
- ③差額給付において対象月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して50%以上減少している
- ④差額給付において、月間事業収入の減少が、初回給付の申請を行った時点で予見されなかった新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、自らの事業判断によらないで生じたものであること
- ⑤差額給付において、対象期間のうち、初回給付の対象月の翌月以降かつ初回給付の「申請日」を含む月以降のいずれかの月を対象月とすること

【申請期限】 2022年6月30日(木)

【申請方法】 オンライン申請のみ。

申請が困難な方は、商工会にご相談ください。

【問合せ先】 事業復活支援金事務局 相談窓口 電話:0120-789-140



《詳細》

エキスパートバンク事業のご案内

当事業は、岐阜県及び県商工会連合会による事業で、経営上の課題を解決するための個別支援事業です。販売促進用ホームページの作成、就業規則の作成・修正、パソコンソフト導入及び活用方法などについて、登録専門講師を現地に派遣し、事業者の皆様のご相談に応じます。

【ご相談料】 1回目無料 2回目以降は有料(1/3負担)

【お申込み方法】 高山西商工会までご連絡ください。

【問合せ先】 高山西商工会 電話:0577-53-3112

事業者向けDXセミナーのご案内

【日時】 2022年7月6日(水)19:00~ 【会場】 高山北商工会館 【講師】 中小企業診断士 道家睦明氏

【お申込み方法】 高山西商工会までご連絡ください(☎0577-53-3112) ※ZOOMによるオンライン受講も可能です。

一之宮本所

〒509-3505

高山市一之宮町3575-1

TEL:0577-53-3112

FAX:0577-53-3129

清見支所

〒506-0102

高山市清見町三日町165

TEL:0577-68-3366

FAX:0577-68-2570

荘川支所

〒501-5413

高山市荘川町新洲446

TEL:05769-2-1019

FAX:05769-2-2559



高山西商工会
ホームページ



高山西商工会
ラインアカウント

WEBセミナー
ログインID: 2033
パスワード: 2033
(当会HPよりアクセス)

国民生活金融公庫
マル経融資利率
1.21%
(令和4年6月1日時点)

「IT導入補助金2022（サービス等生産性向上IT導入支援事業）」のご案内

本補助金制度は、中小企業・小規模事業者等の課題やニーズに合ったITツール導入費の一部を補助するものです。導入するITツールは、自社の業種や事業規模、経営課題に沿って、登録されたITツールの中から選定する必要があります。

【対象者】飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象

《通常枠》

【補助金額】30万～450万円(補助率:1/2)

【対象経費】ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大1年分)、導入関連費

【申請期限】2次…6月13日(月) 3次…7月11日(月) 5次…8月8日(月)

《デジタル化基盤導入枠》

【対象事業】5万～50万円(補助率:3/4)、50万超～350万円(補助率:2/3)

【対象経費】ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、導入関連費に加えハードウェア購入費の一部補助10万～20万円(補助率:1/2)

【申請期限】4次…6月13日(月) 5次…6月27日(月) 6次…7月11日(月)

7次…7月25日(月) 8次…8月8日(月)



《詳細》

【申請方法】「Jグランツ(補助金申請システム)」のみ。「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。

「事業再構築補助金」のご案内

本補助金制度は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、事業・業種転換、業態転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の①～③の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援するものです。

【対象要件】①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している

②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む

③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3%以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3%以上の増加の達成

新分野展開とは…主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品等を製造等し、新たな市場に進出すること

事業転換とは…新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更すること

業種転換とは…新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更すること

業態転換とは…製品等の製造方法等を相当程度変更すること

事業再編とは…会社法上の組織再編行為等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うこと

【対象経費】建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

【補助金額】《通常枠》100万～8,000万円(補助率:1/2～2/3)

〔大規模賃金引上枠〕8,000万～1億円(補助率:1/2～2/3)

〔最低賃金枠〕100万～1,500万円(補助率:3/4) 〔グリーン成長枠〕100万～1億円(補助率:1/2)

【申請期限】2022年6月30日(木)18:00 事業実施期間:交付決定日～12か月以内

【申請方法】「Jグランツ(補助金申請システム)」のみ。「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。



《詳細》

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」のご案内

本補助金制度は、今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

【補助金額】《通常枠》750万～1,250万円(補助率:1/2～2/3)

〔回復型賃上げ・雇用拡大枠〕750万～1,250万円(補助率:2/3)

〔グローバル展開型〕3,000万円(補助率:2/3) 〔ビジネスモデル構築型〕1億円(補助率:2/3)

〔デジタル枠〕750万～1,250万円(補助率:2/3) 〔グリーン枠〕1,000万～2,000万円(補助率:2/3)

【申請期限】11次…8月18日(木) 17:00 事業実施期間:交付決定日～12か月以内

【申請方法】Jグランツ(補助金申請システム)での電子申請のみ。「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。



《詳細》

高山市プレミアム付き商品券「みんなで応援商品券」加盟店登録のご案内

高山市で2022年7月6日(水)から販売される、プレミアム付き商品券の取り扱い加盟店の募集を行っています。

【対象事業者】高山市内に本店(本社)を有し事業を営んでいる事業者

【加盟店登録期間】2022年6月1日(水)～9月30日(水)

※加盟店一覧(冊子)への掲載は6月23日迄にお申込みいただく必要があります。

※登録用紙は高山商工会議所HPからダウンロードできます。

【お問い合わせ先】高山市プレミアム付き商品券委員会 ☎0577-36-0510 平日9:00～17:00



《詳細》